

三重県共有デジタル地図共同整備運営事業

共有デジタル地図成果利用ガイドライン

Ver3.0.1

三重県市町総合事務組合

変更履歴

変更年月日	変更内容	バージョン
平成 20 年 9 月 1 日	新規作成	Ver1.0.0
平成 21 年 5 月 1 日	三重県総合事務組合によるデータ提供権限、FAQ への出典明示例を追加	Ver1.0.1
平成 21 年 5 月 1 日	刊行物とする成果を改正	Ver1.0.2
平成 24 年 5 月 1 日	組合名称変更	
平成 25 年 7 月 1 日	測量成果の使用・複製承認申請書を改正	
平成 27 年 4 月 1 日	第 2 期成果完成に伴い改正	Ver2.0.0
平成 30 年 4 月 1 日	災害時における成果の利用手続きを追加	Ver2.0.1
令和 2 年 3 月 5 日	第 3 期成果完成に伴い改正 測量成果の複製及び使用に係る承認事務について（技術的助言）に伴い改正	Ver3.0.1

はじめに（利用ガイドラインの位置づけ）

三重県市町総合事務組合（旧 三重県自治会館組合）では、平成18年度から20年度にかけ、県・市町の共同事業として共有デジタル地図整備事業を実施し、空中写真とデジタル地図を初期整備いたしました。

その後、平成23年度から25年度にかけて第2期の全体更新が実施され、平成29年度から令和元年度にかけて第3期の全体更新作業を完了いたしました。今後ますます行政事務での内部利用、また民間利用が期待されるところであります。

さてご承知のとおり、これら成果品は公共測量成果として、測量法に則った運用を基本とするということで、初期整備時において、共有デジタル地図成果利用ガイドライン Ver1 を作成し、その後複数回の改定を経て、これら成果の効率的かつ効果的な運用を実施してきたところであります。

今回、第3期更新作業が完了したことを機に、内容の見直しを行い、Ver3 としてご提示させていただくこととなりました。

今後とも本ガイドラインに則り、共有デジタル地図の運用にご協力いただきますようお願いいたします。

令和2年3月5日
三重県市町総合事務組合

もくじ

1. 総 則	1
1.1. 基本方針	1
1.2. 用語の定義	2
1.3. 対象とするデジタル地図成果	3
2. 権利と責務	4
2.1. 権利及び関係法令等	4
2.1.1. 著作権の取扱い	4
2.1.2. 測量法の取扱い	5
2.1.3. 個人情報保護について	6
2.1.4. 情報公開法について	7
2.1.5. その他関係法について	7
2.2. 役割と責務	8
2.2.1. 総合事務組合	8
2.2.2. 市町・県	8
3. 共有デジタル地図成果の利用に関する基本的事項	9
3.1. 利用形態	9
3.2. 刊行物とする成果	10
3.3. 撮影原データ	10
3.4. 写真地図データ	11
3.5. 数値地形図成果	11
3.6. 総合事務組合が配布する PDF データ	11
4. 撮影原データの利用	12
4.1. 利用のための手続き	12
4.1.1. 市町・県の場合	12
4.1.2. 一般利用者の場合	13
4.2. 提供のための手続き	13
4.3. 利用注意	13
5. 写真地図データの利用	14
5.1. 利用のための手続き	14
5.1.1. 市町・県の場合	14
5.1.2. 一般利用者の場合	14
5.2. 提供のための手続き	15
5.3. 利用注意	16
6. 数値地形図成果の利用	17
6.1. 利用のための手続き	17
6.1.1. 市町・県の場合	17

6.1.2. 一般利用者の場合	18
6.2. 提供のための手続き	18
6.3. 利用注意	19
7. 参考資料.....	20
7.1. 測量法（抜粋）	20
7.2. 国土地理院による規定「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」	21
7.3. 測量成果の利用手続について	26
8. 様式集	28

1. 総 則

1.1. 基本方針

共有デジタル地図成果は、公共測量による測量成果であることから、測量法に準じた運用を行うことを前提とする。なお、公共測量成果は公共用財産であることから、広く、簡便に、確実な成果を利活用できることが基本となる。

なお、この運用は、基本測量成果と同じ取扱いに準ずることとする。

- 公共測量成果であり、測量法および基本測量に則った運用を基本とする。
- 地図の提供にあたっては、誰もがその成果を利用できるよう刊行物として提供する。
- 成果の保管と閲覧は、国土地理院へ委託する。

参考

成果の保管と閲覧について、国土地理院へ委託する考えは、測量法第 42 条に準じたものである。共有デジタル地図自体の閲覧要求については、刊行物での提供となり、測量簿など刊行化しない測量成果の閲覧要求については、国土地理院で閲覧を行う意図である。

1.2.用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、次のとおり定義する。

表 1-1 用語の定義

用 語	定 義
撮影原データ	航空カメラで撮影した空中写真画像データ(生写真)をいう。
写真地図データ	「撮影原データ」を基に、カメラの傾きと土地の比高による歪みを補正して、地図と同様な正射投影したもの。デジタルオルソフォトともいう。
撮影成果	「撮影原データ」と「写真地図データ」をいう。
数値地形図成果	地形・地物を描画した数値地形図で、地図情報レベル2500(道路1000)と、レベル10,000の小縮尺地図をいう。 データファイル形式は、以下のとおり。 ・ DMデータ ・ Shapeデータ ・ DXFデータ ・ SXFデータ(第2期以降) ・ XMLデータ(JPGIS-Ver2.0) ・ PDFデータ
DEM	地表面をデジタル表現したモデルをいう。数値標高モデル(Digital Elevation Model)の略記。
DSM (第2期以降)	建物や樹木の高さを含む表層面をデジタル表現したモデルをいう。数値表層モデル(Digital Surface Model)の略記。
共有デジタル地図成果	撮影成果と数値地形図成果をいう。
三重県	三重県庁をいう。
市町	三重県内の市町をいう。
一般利用者	三重県及び市町以外の者をいう。
データ管理者	市町及び三重県の職員で、デジタル地図成果を管理する者をいう。
複製	測量法第43条に該当する行為をいう。(7.1測量法(抜粋)を参照)
使用	測量法第44条に該当する行為をいう。(7.1測量法(抜粋)を参照)
測量行為	使用あるいは複製をいう。
測量行為外	使用あるいは複製以外の利用(閲覧やごく少量の利用等)をいう。
営利目的	測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領第5条に係わる行為をいう。
内部利用	当該組織内で、所掌の事務を遂行するために測量行為外の利用をいう。

1.3.対象とするデジタル地図成果

利用ガイドラインで対象とする共有デジタル地図成果は、次の成果品を対象とする。

表 1-2 共有デジタル地図成果の一覧

データ種類	データ形式	解像度及び 地図情報レベル	1 ファイルのサイズ (図郭)
撮影原データ	TIFF	10cm(第 1 期) 12~15cm(第 2 期以降)	1.4Km×0.8Km 若しくは 1.2Km×0.8Km
1/2,500 写真地図データ	TIFF(TFW)	40cm(第 1 期) 20cm(第 2 期以降)	1.5Km×2.0Km
	JPG(JGW)(第 2 期以降)	20cm	1.5Km×2.0Km
	*1PDF	40cm(第 1 期)	1.5Km×2.0Km
1/10,000 写真地図データ	TIFF(TFW)	100cm 若しくは 125cm	6.0Km×8.0km
	*1PDF データ		6.0Km×8.0km
数値地形図成果	DM データ	道路縁:1,000 その他:2,500	1.5km × 2km
	DXF データ	道路縁:1,000 その他:2,500	1.5km × 2km
	Shape データ	道路縁:1,000 その他:2,500	市町単位
	XML データ(JPGIS-Ver2.0)	道路縁:1,000 その他:2,500	市町単位
	SXF データ(第 2 期以降)	道路縁:1,000 その他:2,500	市町単位
	*1PDF データ		1.5km × 2km
数値地形図成果 (小縮尺地図データ)	DM データ	10,000	6km × 8km
	DXF データ	10,000	6km × 8km
	Shape データ	10,000	市町単位
	SXF データ(第 2 期以降)	10,000	市町単位
	*1PDF データ		6km × 8km

*1PDF：PDF データは、総合事務組合が作成するファイルを指す。刊行物とするものとは異なる。(参照 3.2)



参考

都市計画決定データについては、本ガイドラインで運用方法を定義しない。

2. 権利と責務

利用者が、共有デジタル地図成果を円滑に利活用するためには、あらかじめ著作権、測量法などの関係法も含めて、権利の所在及び責務を明らかにしておく必要がある。このため、本利用ガイドラインにおいて、次のとおり、権利の所在と責務を示す。

2.1. 権利及び関係法令等

2.1.1. 著作権の取扱い

著作権者は、事業実施主体の総合事務組合となり、著作権の行使は総合事務組合が行うことができる。

ただし、本事業は、市町・県の共同事業であるとともに、市・町は総合事務組合の構成員であり、また、県も協定により事業費負担を行っていることから、共有デジタル地図成果の使用に際しては、利用における差異があってはならない。よって、市町・県においても、日常の行政事務で自由に利用できる使用許諾を得ているものと考え、以下の権利の取扱いとする。

表 2-1 著作権者と使用許諾者

成果品		総合事務組合	三重県	各市町		国土地理院
				右記以外 の地域	松阪市、いな べ市、川越町	
撮影 原データ (第1期)	下記以外の 地域	著作権者	被使用許諾者	被使用許諾者		—
	松阪市、いな べ市、川越町	被使用許諾者	被使用許諾者	被使用 許諾者	著作権者	
撮影原データ(第2期)		著作権者	被使用許諾者	被使用許諾者		著作権者 (津市、鈴鹿市、松阪 市、四日市市、亀山 市、伊賀市の一部)
撮影原データ(第3期)		著作権者	被使用許諾者	被使用許諾者		—
写真地図データ		著作権者	被使用許諾者	被使用許諾者		—
数値地形図成果		著作権者	被使用許諾者	被使用許諾者		—

表内で著作権とは、著作権を有するものを示す。

表内で被使用許諾者とは、著作権より非排他的な使用許諾を与えられたものを示す。



参考

著作権を総合事務組合に集約させることで、刊行物の取扱いを簡便にできるほか、刊行収入は事業の運営に役立てるものとする。

なお、共有デジタル地図整備にあたり、市町・県より提供いただいた測量成果は、該当市町・県の著作物とする。よって、その成果を使用する限りは、インターネットでのサービス提供などを休止する必要は無い。

2.1.2. 測量法の取扱い

測量法は、国及び地方公共団体が行う測量のあり方について定めた法律である。同法で、測量に要する費用の全部若しくは一部を地方公共団体が負担若しくは補助して実施する測量は、公共測量として位置づけられる。そして、公共測量により作成された成果品は、測量法に則った取扱いをしなければならない。

公共測量の成果品の管理と利用に関する承認は、測量計画機関が行うものとされている。本利用ガイドラインの対象とする共有デジタル地図成果についての「公共測量の成果」及び「測量計画機関」は次のとおりである。

表 2-2 公共測量成果の測量計画機関

公共測量の成果	測量計画機関
撮影原データ	総合事務組合
写真地図データ	総合事務組合
数値地形図成果	総合事務組合

*ただし、初期整備時における松阪市、いなべ市、川越町の撮影原データにかかる測量計画機関としての権能は、組合ではなく、松阪市、いなべ市、川越町それぞれが有する。

*ただし、初期写真地図データについては、厳密には公共測量成果ではない。詳細については、下部の参考を参照。

*第2期の一部の撮影原データにかかる測量計画機関としての権能は、国土地理院が有する。

参考

初期の写真地図データは、厳密な外部標定要素を用いて作成していないことから、測量法第36条にある計画書は作成されていない。ただし、写真地図データは、測量成果である撮影原データから作成されていることから、本ガイドラインでは公共測量成果と同様の取扱いをする。なお、国土地理院より同様の指導をいただいたものである。

2.1.3. 個人情報保護について

共有デジタル地図成果の流通にあたっては、保護すべき個人情報と開示の公益性を勘案し、提供の可否を判断しなければならない。

市町・県は、成果の利用にあたり、下記取扱いを参考ください。

表 2-3 個人情報の取扱い

成果の種類	個人情報の取扱い方針	備考
撮影原データ	画像解像度が 10～15cm であるが、特定の個人を識別できるものではないため、個人情報保護に該当するものではないと考える。	測量法で開示が示されていることから、情報公開法での不開示情報にはあたらない。
写真地図 データファイル	地上解像度 20cm(初期は 40cm)であり、かつ特定の個人を識別できるものではないため、個人情報保護に該当するものではないと考える。	
数値地形図成果	直接に個人を特定できる情報は含まれていないことから、個人情報に該当するものではないと考える。	家屋形状やその座標などの情報を含むが、住所の記載は無く、個人が特定される情報とは考えにくい。地理空間情報活用推進基本法では、基盤地図項目に家屋形状が含まれており、他事例を見ても個人情報としては扱われていない。

参考

『地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン』
平成 22 年 9 月 地理空間情報活用推進会議

上記の「4.4 空中写真・衛星画像」において、「空中写真の個人情報該当性」として、「現在の技術水準では、地上解画素寸法 5cm 程度の撮影が可能となり、人影程度のものが識別できるようになったが、人の顔の識別や自動車のナンバーの判読は依然困難である」ため、「現在の技術水準で撮影される空中写真は個人情報に該当しない」とされている。

2.1.4. 情報公開法について

開示の公益性については、測量法で開示が示されていることから、情報公開法での不開示情報にはあたらないと考える。情報公開にあたっては、測量法に則った提供を行うものとし、測量法に記載の無い場合は情報公開法（条例）に沿った提供を行う。

なお、共有デジタル地図成果は、刊行物として提供することから、情報公開法（条例）の対象とはならない。成果の提供を求められた場合は、刊行物として提供する。

2.1.5. その他関係法について

なお、本利用ガイドラインに記載がないその他の関係法令については、事象が発生した時に総合事務組合と関係者の間で調整するものとする。

2.2. 役割と責務

2.2.1. 総合事務組合

総合事務組合は、次の役割を担う。

- ① 共有デジタル地図成果についての財産管理を行う。
- ② 共有デジタル地図成果の著作権者として、著作権の管理を行う。
- ③ 本事業の測量計画機関として、測量法に基づく事務（法に基づく承認行為等）を行う。
- ④ 共有デジタル地図成果の刊行物販売を管理する。
- ⑤ 共有デジタル地図成果の運用報告を行う。
- ⑥ 災害時など緊急を要する場合など、官公庁等からの広域データ提供依頼に対して、共有デジタル地図成果の提供を行う。

2.2.2. 市町・県

市町・県は、次の役割を担う。

- ① 共有デジタル地図成果について良識ある利用を行う。
- ② 共有デジタル地図成果の利活用を推進するため、総合事務組合を支援する。



参考

共有デジタル地図成果は、刊行物として販売するが、インターネット環境や PC を持たない住民は、本成果の活用が難しい。このため、市町・県は、独自の地図刊行などによりこれら情報格差を補完することが望まれる。

3. 共有デジタル地図成果の利用に関する基本的事項

共有デジタル地図成果の利用に際しては、次の定めに従うものとする。

3.1. 利用形態

基本方針に基づく利用形態は、次図のとおりとなる。

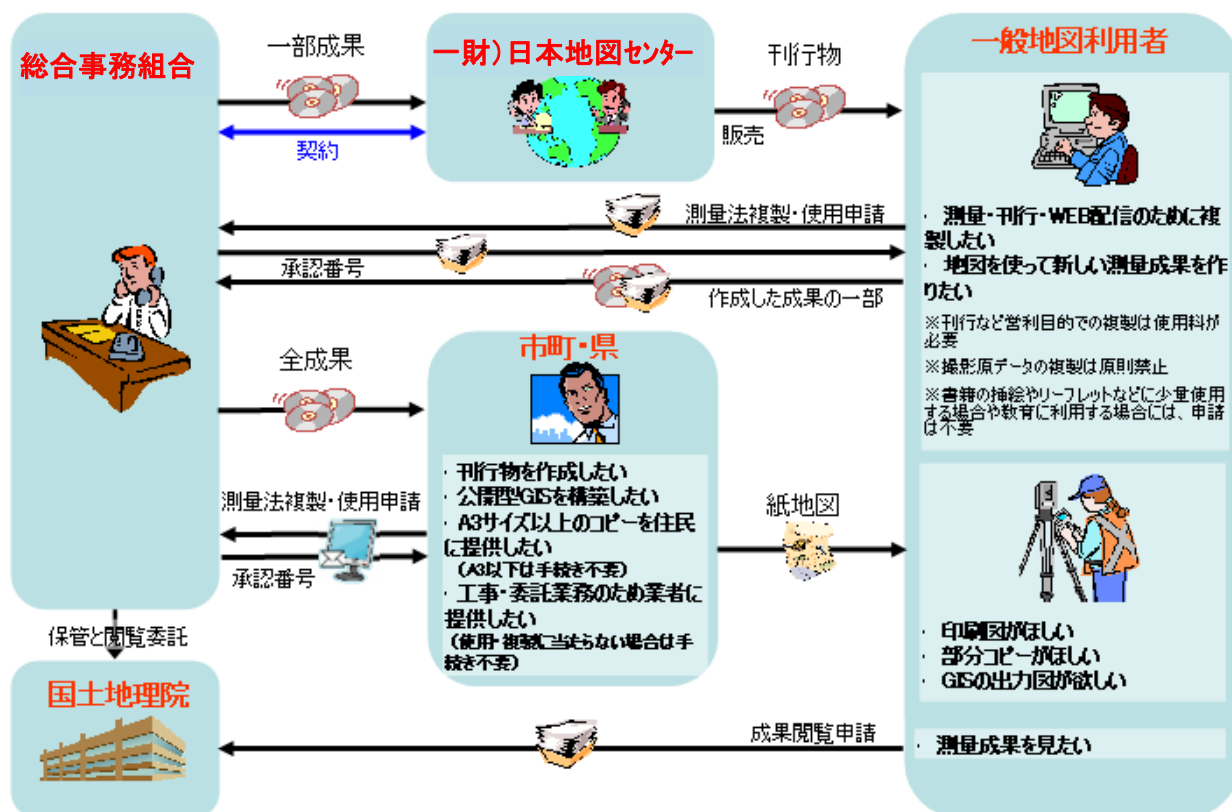


図 3-1 利用形態の全体像

- ① 市町・県へは共有デジタル地図成果が予め配布される。この成果は、測量法に則り利用することが出来る。
- ② 市町・県以外の地図利用者へは、一財）日本地図センターから刊行物として提供する。刊行物として購入した成果は、約款に則り利用することが出来る。
- ③ 共有デジタル地図成果（測量成果簿など刊行物化されない成果）の保管と閲覧は、国土地理院へ委託する。



参考

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領（国土地理院）については、巻末の参考資料に掲載してある。

3.2. 刊行物とする成果

次の成果については刊行物として広く提供を行う。

表 3-2 刊行物とする成果

情報種別	電子刊行物		紙刊行物	
	規格	形式	規格	形式
写真地図 データ	40cm 解像度(第1期)	TIF	—	—
	20cm 解像度(第2期、第3期)			
	100cm 解像度	TIF	—	—
数値地形図	2500 (道路縁 1000) 10000	Shape データ	四六判	紙媒体
		DXF データ		

成果の刊行物については、市町・県では次の事項に留意すること。

- ① 市町・県から共有デジタル地図成果を外部へ提供する場合は、刊行物の購入を紹介する。
- ② 市町・県から外部へ提供する情報が、上記刊行物と同一の内容とならないようにする。(刊行物をそのまま複製してはならない)
- ③ インターネットによる情報配信を行う場合は、刊行物として提供する成果のみを取り出せないようにする。
- ④ 刊行物化されていない成果については、測量法に準じて総合事務組合から提供を行う。(原則として刊行物化されている成果の活用を推奨する。)

3.3. 撮影原データ

- ① 次を除き測量法および基本測量成果に準じた運用を行う。
- ② 撮影原データは原則、複製してはならない。(刊行物提供以外の複製は行わない。総合事務組合が承認した複製承認についてのみ複製を許可する。)
- ③ 市町・県から一般利用者への提供は行わない。(撮影原データをそのまま紙出力したものも含む)
- ④ 撮影原データを使用して作成した測量成果を不特定多数に公開あるいは配布する場合は、刊行物(写真地図データ)と同一内容とならないよう調整する。



参考

撮影原データは、現在刊行物として提供していない。このため、写真地図データの利用を推奨することとし、撮影原データの外部への提供はなるべく控えることとする。

3.4.写真地図データ

- ① 次を除き測量法および基本測量成果に準じた運用を行う。
- ② 市町・県において一般利用者へのコピーサービス（A3 サイズ以下の紙へのコピー）を行う場合は、測量法の手続きは不要である。

3.5.数値地形図成果

- ① 測量法および基本測量成果に準じた運用を行う。
- ② ただし、市町・県において一般利用者へのコピーサービス（A3 サイズ以下の紙へのコピー）を行う場合は、測量法の手続きは不要である。



参考

一般利用者へのコピーサービスとは、市町において従来行われてきた、窓口での地図の部分コピー提供を指す。

3.6.総合事務組合が配布する PDF データ

- ① 総合事務組合が配布する写真地図データと数値地形図成果の PDF データは、再利用できないデータであるが、測量法および基本測量成果に準じた運用を行う。
- ② 紙出力した成果を外部に配布する場合は、測量法の手続き（複製承認）を得るものとする。
- ③ PDF データをそのまま外部へ配布する行為は、デッドコピーとなるため原則禁止する。



参考

第 1 期における松阪市、いなべ市、川越町の撮影原データについては、当該市町の判断で提供を行う。

市町が行ってきた窓口での地図コピーサービスがそのまま継続できるよう、写真地図及び数値地形図については A3 サイズ以下の紙へのコピー提供を行う場合に限り、測量法の手続き無しで提供できるようにした。なお、A3 より大きいサイズで提供を行いたい場合でも、測量法 43 条あるいは 44 条申請により提供することは可能である。

4. 撮影原データの利用

4.1. 利用のための手続き

撮影原データは公共測量成果であるため、測量法による手続きを基本とするが、共同整備事業の適正な運用を確保するため、下記の運用を行う。

4.1.1. 市町・県の場合

- ① 市町・県は、当該組織のデータ管理者あるいは総合事務組合より撮影原データを取得することができる。（市町は当該市町の範囲のデータを保有する。また、総合事務組合および三重県は県全域のデータを保有する。）
- ② 市町・県は、撮影原データを複製したい場合は、写真地図データの利用を検討する。やむを得ない理由で撮影原データを複製したい場合は、総合事務組合に対して測量法第 43 条に基づく利用申請（様式－１）をメールする。
- ③ 市町・県は、撮影原データを使用（別種の測量成果を作成する行為）する場合、測量法第 44 条に基づく利用申請（様式－２）を、総合事務組合へメールしなければならない。
- ④ 総合事務組合は、メールを受領・確認後、承認番号を申請者へ返信する。
- ⑤ 市町・県は、工事や委託業務において撮影原データを利用する場合は、工事あるいは委託業務契約書などで目的外利用を禁じた上で貸与しなければならない。ただし、貸与する目的が測量成果の複製あるいは使用にあたる場合は、上記②あるいは③の手続きが必要となる。
- ⑥ 市町・県は、複製あるいは使用した成果に対して次の事項を明示しなければならない。なお、複製品がデジタルデータの場合は、JISX7115 に準拠したメタデータを作成し、履歴の情報を併せ記載する。
 - （ア）承認番号及び原典資料名（本利用ガイドラインにおける撮影原データ）
 - （イ）第三者が複製品を新たに複製する場合は、複製承認を得なくてはならない旨の記述
- ⑦ 市町・県は、使用した成果をインターネット等により公表した場合は、総合事務組合にホームページアドレスをメール等で報告しなければならない。
- ⑧ 県外の自治体の利用についても上記と同様とする。
- ⑨ 災害時の場合は、利用成果の出典を明記する方法とし、利用申請の手続きを省略することができる。
 - （出典の表示例）
 - 「三重県共有デジタル地図撮影成果（平成 29 年）」

4.1.2. 一般利用者の場合

- ① 一般利用者は、測量法の手続きにより総合事務組合から撮影原データを取得することができる。
- ② 一般利用者は、測量法及び総合事務組合での許可事項に準じて撮影原データを利用する。
- ③ 一般利用者は、撮影原データを複製することができない。
- ④ 一般利用者は、撮影原データを使用（別種の測量成果を作成する行為）する場合は、第44条（様式－2）に基づく利用申請書を、総合事務組合に提出しなければならない。
- ⑤ 総合事務組合は、申請書の受領・確認後、承認番号を書面にて通知する。
- ⑥ 一般利用者は、撮影原データを使用して作成した成果に対して次の事項を明示しなくてはならない。なお、成果がデジタルデータの場合は、JISX7115に準拠したメタデータを作成し、履歴の情報を併せ記載する。
 - （ア）承認番号及び原典資料名（本利用ガイドラインにおける撮影原データ）
 - （イ）第三者が複製品を新たに複製する場合は、複製承認を得なくてはならない旨の記述
- ⑦ 一般利用者は、使用した成果を総合事務組合に一部提出しなければならない。
- ⑧ 一般利用者は、使用した成果をインターネット等により公表した場合は、総合事務組合にホームページアドレスを報告しなければならない。

4.2. 提供のための手続き

- ① 撮影原データの、一般利用者への提供は総合事務組合を通じて提供する。市町・県でのコピーサービス等を行わない。ただし、撮影原データを使用して別種の成果を作成した場合は除く。

4.3. 利用注意

- ① 撮影原データは、10~15cmの地物が認識できる高解像度画像であることを十分に認識し、利用に際してプライバシーの観点から利用者・提供者とも十分な注意を払わなければならない。
- ② 撮影原データは、土地境界等を証明するものではなく、成果を土地権利関係の証明に利用しても保証できるものではない。
- ③ 成果は、基本的に営利目的での利用については認められない。

5. 写真地図データの利用

5.1. 利用のための手続き

5.1.1. 市町・県の場合

- ① 市町・県は、当該組織のデータ管理者あるいは総合事務組合より写真地図データを取得することができる。(市町は当該市町の範囲のデータを保有する。また、総合事務組合および三重県は県全域のデータを保有する。)
- ② 市町・県は、写真地図データを複製する場合は、総合事務組合に対して測量法第 43 条に基づく利用申請(様式-1)をメールする。
- ③ 市町・県は、写真地図データを使用する場合は、総合事務組合に対して測量法第 44 条に基づく利用申請(様式-2)をメールする。
- ④ 総合事務組合は、市町・県からの申請メールに対して、承認番号をメール返信する。
- ⑤ 市町・県は、工事や委託業務において写真地図データを利用する場合は、工事あるいは委託業務契約書などで目的外利用を禁じた上で貸与しなければならない。ただし、貸与する目的が測量成果の複製あるいは使用にあたる場合は、上記②あるいは③の手続きが必要となる。
- ⑥ 市町・県は、複製あるいは使用した成果に対して、次の事項を明示しなくてはならない。なお、複製品がデジタルデータの場合は、JISX7115 に準拠したメタデータを作成し、履歴の情報を併せ記載する。
 - (ア)承認番号及び原典資料名
 - (イ)第三者が複製品を新たに複製する場合は、複製承認を得なくてはならない旨の記述
- ⑦ 市町・県は、複製あるいは使用した成果をインターネット等により公表した場合は、総合事務組合にホームページアドレスをメール等で報告しなければならない。
- ⑧ 県外の自治体の利用についても上記と同様とする。
- ⑨ 災害時の場合は、利用成果の出典を明記する方法とし、利用申請の手続きを省略することができる。
 - (出典の表示例)
 - 「三重県共有デジタル地図撮影成果(平成 29 年)」

5.1.2. 一般利用者の場合

一般利用者は、次のとおり写真地図データを取得することができる。

- ① 一般利用者は、写真地図データを刊行物として取得する。
- ② 取得した写真地図データは、利用約款に準じて利用する。利用約款は、測量法および基本測量成果の運用に準じた内容とする。
- ③ 一般利用者は、写真地図データを複製する場合は、第 43 条(様式-1)に基

づく複製申請書を、総合事務組合に提出しなければならない。なお、営利目的で複製する場合は、別途使用料の徴収が行われる。

④ 一般利用者は、写真地図データを使用する場合は、第 44 条（様式－2）に基づく利用申請書を、総合事務組合に提出しなければならない。

⑤ 総合事務組合は、一般利用者からの申請メールに対して、承認番号をメール返信する。

⑥ 一般利用者は、複製あるいは使用した成果に対して、次の事項を明示しなくてはならない。なお、複製品がデジタルデータの場合は、JISX7115 に準拠したメタデータを作成し、履歴の情報を併せ記載する。

（ア）承認番号及び原典資料名

（イ）第三者が複製品を新たに複製する場合は、複製承認を得なくてはならない旨の記述

⑦ 一般利用者は、使用した成果を総合事務組合に一部提出しなければならない。

⑧ 一般利用者は、複製あるいは使用した成果をインターネット等により公表した場合は、総合事務組合にホームページアドレスを報告しなければならない。

5.2. 提供のための手続き

利用者から要請があった場合、市町・三重県は次のいずれかの手続きでデータ提供を支援するものとする。

① 市町・県は、写真地図データの提供要望を受けた場合は、刊行物の購入を勧める。

② 市町・県は、写真地図データから紙地図などの二次成果品を作成し、刊行することができる。刊行物の販売価格は、市町・県で決定することが出来る。なお、市町から提供できる刊行物は、当該市町の範囲のみとする。二次成果品の作成においては、予め総合事務組合に対して測量法第 44 条に基づく利用申請（様式－2）が必要である。

③ 市町・県は、一般利用者へのコピーサービス（A3 サイズ以下）に限り測量法に基づく複製承認を得なくとも、紙媒体での複製物を配布することができる。

④ 市町・県は、インターネットサービスで写真地図データを配信することができるが、刊行物化する成果と同様の情報のみを取り出せないようにしなくてはならない。なお、インターネットでの配信を行う場合は、予め総合事務組合に対して測量法第 43 条に基づく利用申請（様式－1）が必要である。また、解像度など加工調整した画像をダウンロードできるようにする場合は、測量法第 44 条に基づく利用申請（様式－2）が必要である。

5.3.利用注意

- ① 写真地図データを利用する際は、総合事務組合・市町及び三重県の業務、権利等を不当に侵害しないよう、利害関係等に十分な注意を払わなければならない。
- ② 写真地図データは、土地境界等を証明するものではなく、成果を土地権利関係の証明に利用しても保証できるものではない。
- ③ 成果は、基本的に営利目的での利用については認められない。

6. 数値地形図成果の利用

6.1. 利用のための手続き

数値地形図成果は公共測量成果であるため、測量法による手続きを基本とするが、共同整備事業の適正な運用を確保するため、下記の運用を行う。

6.1.1. 市町・県の場合

- ① 市町・県は、当該組織のデータ管理者あるいは総合事務組合より数値地形図成果を取得・複製することができる。(市町は当該市町の範囲のデータを保有する。また、総合事務組合および三重県は県全域のデータを保有する。)
- ② 市町・県が、数値地形図成果を複製する場合は、総合事務組合に対して測量法第 43 条に基づく利用申請（様式－1）をメールする。
- ③ 市町・県が、数値地形図成果を使用する場合、総合事務組合に対して測量法第 44 条に基づく利用申請（様式－2）をメールする。
- ④ 総合事務組合は、市町・県からの申請メールに対して、承認番号をメール返信する。
- ⑤ 市町・県は、工事や委託業務において数値地形図成果を利用する場合は、工事あるいは委託業務契約書などで目的外利用を禁じた上で貸与しなければならない。ただし、貸与する目的が測量成果の複製あるいは使用にあたる場合は、上記②あるいは③の手続きが必要となる。
- ⑥ 市町・県は、複製あるいは使用した成果に対して、次の事項を明示しなくてはならない。なお、複製品がデジタルデータの場合は、JISX7115 に準拠したメタデータを作成し、履歴の情報を併せ記載する。
 - (ア)承認番号及び原典資料名（三重県デジタル地図）
 - (イ)第三者が複製品を新たに複製する場合は、複製承認を得なくてはならない旨の記述
- ⑦ 市町・県は、複製あるいは使用した成果をインターネット等により公表した場合は、総合事務組合にホームページアドレスを報告しなければならない。
- ⑧ 県外の自治体の利用についても上記と同様とする。
- ⑨ 災害時の場合は、利用成果の出典を明記する方法とし、利用申請の手続きを省略することができる。

（出典の表示例）

「三重県共有デジタル地図数値地形図成果（平成 29 年）」

6.1.2. 一般利用者の場合

- ① 一般利用者は、刊行物として数値地形図成果を取得する。
- ② 一般利用者は、取得した数値地形図成果を、利用約款に準じて利用する。利用約款は、測量法および基本測量成果の運用に準じた内容とする。
- ③ 一般利用者は、数値地形図成果を複製する場合は、総合事務組合に対して測量法第 43 条に基づく複製承認申請（様式－１）を提出し、承認を得なくてはならない。なお、営利目的で複製する場合は、別途使用料の徴収が行われる。
- ④ 一般利用者は、数値地形図成果を使用する場合は、総合事務組合に対して測量法第 44 条に基づく使用承認申請（様式－２）を提出し、承認を得なくてはならない。
- ⑤ 一般利用者は、複製あるいは使用した成果に対して次の事項を明示しなくてはならない。インターネットにおける配信も同様とする。なお、複製品がデジタルデータの場合は、JISX7115 に準拠したメタデータを作成し、履歴の情報を併せ記載する。
 - (ア)承認番号及び原典資料名（三重県デジタル地図）
 - (イ)第三者が複製品を新たに複製する場合は、複製承認を得なくてはならない旨の記述
- ⑥ 一般利用者は、複製あるいは使用した成果を総合事務組合に一部提出しなければならない。
- ⑦ 一般利用者は、複製あるいは使用した成果をインターネット等により公表した場合は、総合事務組合にホームページアドレスをメール等で報告しなければならない。

6.2. 提供のための手続き

利用者から要請があった場合は、市町・三重県は次のいずれかの手続きでデータ提供を支援するものとする。

- ① 市町・県は、数値地形図成果の提供要望を受けた場合は、刊行物の購入を勧める。
- ② 市町・県は、数値地形図成果から紙地図など二次成果品を作成し、刊行することができる。刊行物の販売価格は、市町・県で決定することが出来る。なお、市町から提供できる刊行物は、当該市町の範囲のみとする。二次成果品の作成においては、予め総合事務組合に対して測量法第 44 条に基づく利用申請（様式－２）が必要である。
- ③ 市町・県は、一般利用者へのコピーサービス（A3 サイズ以下）に限り測量法に基づく使用承認を得なくとも、紙媒体での複製物を配布することができる。
- ④ 市町・県は、インターネットサービスで数値地形図成果を配信することができるが、刊行物化する成果のデッドコピーとならないようにしなくてはならない。

なお、インターネットでの配信を行う場合は、予め総合事務組合に対して測量法第 43 条に基づく利用申請（様式－ 1 ）が必要である。また、ダウンロードできるようにする場合は、測量法第 44 条に基づく利用申請（様式－ 2 ）が必要である。

6.3.利用注意

- ① 数値地形図成果を利用する際は、総合事務組合・市町及び三重県の業務、権利等を不当に侵害しないよう、利害関係等に十分な注意を払わなければならない。
- ② 数値地形図成果は、土地境界等を証明するものではなく、成果を土地権利関係の証明に利用しても保証できるものではない。
- ③ 数値地形図成果は、基本的に営利目的での利用については認められない。

7. 参考資料

7.1. 測量法（抜粋）

（測量成果の写しの保管及び閲覧）

第四十二条 国土地理院の長は、第四十条第一項の測量成果の写し及び同条第二項の測量記録の写しを保管し、国土交通省令で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。この場合においては、第二十八条第二項の規定を準用する。

3 測量計画機関は、当該測量計画機関の作成に係る測量成果及び測量記録の保管並びに当該測量成果に係る次条又は第四十四条第一項の承認の申請の受理に関する事務を国土地理院の長に委託することができる。

（測量成果の複製）

第四十三条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

（測量成果の使用）

第四十四条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反していること。

二 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。

4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

7.2. 国土地理院による規定「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」

以下、「法第 29 条」とあるのは「法第 43 条」と、「法第 30 条」とあるのは「法第 44 条」と、「基本測量」とあるのは「公共測量」と、「国土地理院の長」とあるものは「計画機関の長」と読み替えるものとする。

第 1 条 測量法（昭和 24 年法律第 188 号。以下「法」という。）第 29 条の規定に基づく測量成果の複製承認の基準及びその取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（承認が必要な複製）

第 2 条 法第 29 条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置」には、次の各号に掲げるものが該当するものとする。

- 一 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの
- 二 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又は CD-ROM その他のもので不特定多数の者に対し発行するもの
- 三 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの

2 前項の場合において、複製により得られる成果（以下「複製品」という。）が測量成果としての正確さを要しないものは、同項各号に掲げるものから除くものとする。

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈（以下「(運)」とする。）

第 2 条関係

1 要領第 2 条第 1 項でいう「複製」の事例を、次に示す。

- 一 測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを、単に背景として用いるもの
- 二 測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加するだけのもの
- 三 測量成果の情報を読み取って、作り変えることはしないもの

2 要領第 2 条第 2 項でいう「複製により得られる成果（以下「複製品」という。）が測量成果としての正確さを要しないもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 書籍及びパンフレットへの地図の挿入（地図帳及び折込み地図を除く。）
- 二 緯度経度等の位置座標のない複製品のみの作成（一部の場合を除く。）
- 三 前各号に掲げるものに準ずるもの

3 前項第二号の「一部の場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 国土の管理に関わる地図情報（管内図、各種公共事業計画・施設管理図、ハザードマップ、その他防災関係マップ等）を作成する場合
 - 二 国土地理院の地図に元々記載されているもの（地形（等高線、海岸線及び河川）、道路、地名、行政界ほか）を、実質的に異なる表記に変更する場合。ただし、記載の削除のみの場合を除く。
 - 三 販売されている国土地理院の刊行物（紙地図を含む。）と比較して、一見して違いが明確に判別できない場合
 - 四 前各号に掲げる場合に準ずる場合
- 4 要領第2条第1項第二号でいう「不特定多数の者に対し発行するもの」及び同項第三号でいう「不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの」とは、次に掲げるものの以外の複製をいう。
- 一 私的利用、社内、サークル、同好会、学校その他教育機関等の組織内での複製
 - 二 特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料としての複製
 - 三 論文又は試験問題に利用するための複製
 - 四 一時的な資料として利用するための複製
 - 五 前各号に掲げる複製に準ずる複製
- 5 (省略)
- 6 前項の出典の記載については、原則として作成した地図等が掲載されている箇所に記載しなければならない。ただし、これが困難な場合には、印刷物においてはその巻頭や巻末等、ウェブサイトやシステム等においては説明のページや説明書等への記載でもよいものとする。

(承認)

第3条 国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- 一 法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。
- 二 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの
- 三 個人情報保護等の個人の権利利益、国の安全等を害すること又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの
- 四 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの
- 五 複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果（以下「複製品」という。）の正確さを確保する上で適切でないもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの

(承認の条件)

第4条 国土地理院の長は、前条の承認に当たっては、次の各号に掲げる条件を付することができる。

- 一 承認を得て測量成果を複製した旨、承認番号及び承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならないことを複製品に明示すること
- 二 複製品を作成したときは、速やかに当該複製品を国土地理院の長に提出すること
- 三 電気通信回線を通じてインターネット及び電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表したときは、速やかにホームページアドレス等を電子メールその他の方法により国土地理院の長に報告すること
- 四 前3号に掲げるもののほか、国土地理院の長が必要と認める事項

(運)第4条関係

1 要領第4条第一号の規定による承認を得て測量成果を複製した旨及び承認番号の明示の例は、次のとおりとする。(承認番号：R** ***)

また、承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならないことの明示の例は、次のとおりとする。

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2 前項の明示の記載については、原則として作成した地図等が掲載されている箇所に記載しなければならない。ただし、これが困難な場合には、印刷物においてはその巻頭や巻末等、ウェブサイトやシステム等においては説明のページや説明書等への記載でもよいものとする。

3 要領第4条第四号でいう「国土地理院の長が必要と認める事項」には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 測量成果の複製及び利用にあたり適正な管理を行うため、承認を得た測量成果がデジタルのものであって、それを複製してデジタルの複製品を作成する場合には、当該測量成果に添付された記録を活用することにより日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）X7115 に準拠したメタデータを作成すること。なお、メタデータを作成するにあたっては、履歴の情報を併せ記載すること。

二 営利を目的とした複製であって、複製しようとする測量成果（以下「原成果」という。）が現に刊行しているもの、又は国土地理院の長が定めるものであり、複製物が原成果と比較して一見して違いが明確に判別できないものは、測量成果の利用に関する契約を締結し、別途定める測量成果の使用料を国土地理院の長が指定する期限までに納付すること。

三 基本測量成果は、最新版又は目的に応じた版を使用すること。

(報告の徴収)

第5条 国土地理院の長は、承認を得た者に対し、承認に係る複製品に関して必要な報告を求めることができる。

(二次的複製)

第6条 承認を得た者以外の者が承認を得た者の複製品を複製しようとするときは、法第29条の規定の適用を受けるものとする。

(承認取消の届出)

第7条 承認を得た者が当該承認の取消しを求めようとするときは、速やかに国土地理院の長に届け出るものとする。

(承認の取消し)

第8条 国土地理院の長は、承認を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消することができる。

- 一 前条に基づく届出があったとき
- 二 承認後に第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- 三 承認に付した条件に従わなかったとき

(法第30条との関係)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、これを測量を実施する行為とみなし、法第30条の規定に基づいて処理すべきものとする。

- 一 測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いるもの
- 二 測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断されるもの

(運) 第9条関係

要領第9条第二号でいう「測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断されるもの」の事例を、次に示す。

- 一 基の測量成果に手を入れて別種の地図を作成するもの
- 二 測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図を作成するもの
- 三 ベクトルデータを使用して、紙地図やラスター画像を作成するもの

7.3. 測量成果の利用手続について

表 7.1 利用手続き一覧

利用に必要な手続き	利用方法
申請手続きは不要 (出典表示が必要)	・ 私的に利用する ・ 学校その他教育機関で利用する ・ 一時的な資料として利用する ・ イラスト的に利用する ・ 社内、サークル、同好会等においてのみ利用 ・ 特定の者に対して提出する申請書、報告書等に複製物を掲載 ・ 学術論文に利用する ・ 試験問題として利用する ・ テレビ番組等での短時間の利用 ・ 刊行物等に地図を挿入 ・ インターネット等により情報を提供する場合 ・ 博物館等におけるパネル展示
測量法第 43 条の申請が必要	・ 測量の用に供する場合 ・ 管内図及びハザードマップ、防災関連マップの作成
測量法第 44 条の申請が必要	・ 紙地図を調製（スクライブやトレース）し直して、別種の地図を作成 ・ 測量等によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図（地質図等）を作成 ・ 数値地図（ベクトルデータ等（地図画像以外））を調製して別種の紙地図を作成 ・ 数値地図（ベクトルデータ等（地図画像以外））のデータを直接加工して GIS の背景図等を利用（数値地図のデータをそのまま組み入れ、別レイヤーで情報を付加する場合は、「複製」に該当） ・ 立体的な地図を作成 ・ 空中写真のオルソ化 ・ 使用承認済み成果品の複製、又は複製承認済み成果品を調製して別種の地図を作成

※申請の有無が不明の場合は、総合事務組合へ問合せをいただく。

・書籍・パンフレット等への地図の挿入は、申請が不要となります

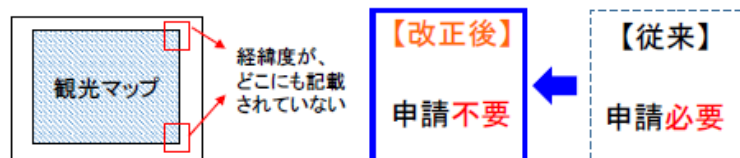
- 従来は、刊行物等に少量の地図を挿入して利用する場合、掲載する地図の大きさや分量により、申請が必要な場合があります（例えば、1ページの1/2を超えて1ページに収まる大きさの地図を、総ページ数の10%を超えて掲載する場合等は申請必要）。
- 今後は、掲載する地図の大きさや分量によらず、地図を挿入する場合は申請不要となります（ただし、地図帳、折り込み地図は除く）



・緯度経度等の位置座標のない成果品の作成は、申請が不要となります

- 従来は、国土地理院の地図を、コピーやスキャンして刊行・ホームページに掲載したり、使用して新たな地図を作成する場合は、位置座標の有無を問わず、申請が必要でした。
- 位置座標が表現されていない成果品については、現実の利用のされ方として、ある地点の位置を一定の精度で把握する等の用途には用いられないことを考慮し、今後は、国土地理院の地図を位置座標のない成果物の作成に利用する場合には、災害対応の基礎になり、正確な位置座標が必要とされる管内図やハザードマップ等の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合^{*1}など一部の場をを除いて申請不要となります。

緯度経度等の位置座標のない成果物を作成する場合
(例：観光協会が、旅行者向けに、観光スポットを記載した地図を作成)

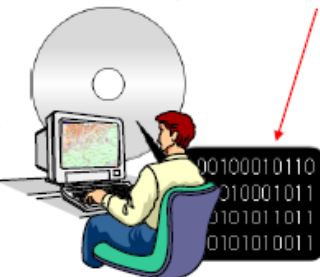


緯度経度等の位置座標のある成果物の例

- 紙地図の四隅に経緯度が記載されている



- デジタル地図に座標が含まれている



*1 「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」とは

- 「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当する具体例
 - ・ 管内図（例：事務所管内図、事務所事業概要）
 - ・ ハザードマップ（例：洪水ハザードマップ）、その他防災マップ
 - ・ その他国土の管理に関わる地図情報（道路、河川、ダム、港湾、鉄道、バス、空港、都市開発、土地区画整理、上・下水道、農道・農地・圃場整備、不動産、環境保全、気象、資源・エネルギー、教育 等）
- 「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当しない具体例
 - ・ 文化、保健医療、福祉、観光、防犯、交通安全、イベント関係 等（例：観光マップ、防犯マップ、交通安全マップ、ウォーキングマップ、会場案内図 等）

作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないものの説明例

Ver. R1.12.10

出典：国土地理院ホームページ

8. 様式集

様式－1

測量成果の複製承認申請書				
測量法第43条の規定により下記のとおり承認申請いたします。				
令和 年 月 日				
住所				
申請者 氏名				
(市町・県がメール申請を行う場合は公印不要)				
三重県市町総合事務組合管理者 殿				
複製(使用)の目的	☐ 測量(地図調整) ☐ GIS等の背景図 ☐ 資料作成 ☐ 刊行物 ☐ インターネット等による配信 その他：			
複製(使用)の範囲 又は区域 (市町名、図郭番号等)				
複製(使用)の 作業方法				
複製(使用)の 作業期間				
複製 成果 (使用 種類 及び する 測量 成果)	三重県共有デジタル地図			
	種類	発行年次	精度	データ形式
	数値地形図データ	☐ 2006(H18)年	☐ 2500	☐ DM ☐ SHAPE ☐ DXF ☐ PDF ☐ XML
		☐ 2011(H23)年	☐ 10000	☐ DM ☐ SHAPE ☐ DXF ☐ PDF
		☐ 2017(H29)年	☐ 50000	☐ AI ☐ SHAPE ☐ BDS ☐ PDF
	写真地図データ	☐ 2006(H18)年	☐ 2500	☐ TIFF ☐ JPEG ☐ PDF
			☐ 10000	☐ TIFF ☐ JPEG ☐ PDF
撮影原データ	☐ 2011(H23)年	———	☐ TIFF	
空三成果	☐ 2017(H29)年	———	☐ ORIファイル ☐ EOファイル	
その他データ				
測量精度	☐ レベル 1000 ☐ レベル 2500 ☐ レベル 5000 ☐ レベル 10000 ☐ レベル 50000 ☐ 高度の精度を必要としない ・その他 ()			
完成図の名称及び縮尺	名称			縮尺
媒体の種類	☐ 電子媒体 ☐ 紙媒体			
完成図の利用方法及び配布範囲	☐ 無償 ☐ 有償 (1部あたりの単価 円)			
複製品の数	☐ PC格納 台 ☐ 刊行物 部			
計画 機関	名称			
	代表者の氏名			
	住所			
作業 機関	名称			
	測量業者登録番号			
	代表者の氏名			
	所在地			
公共測量実施計画書 提出年月日	令和 年 月 日			
連絡先	担当課:	氏名:	電話番号:	
備考				

測量成果の 使用 承認申請書									
測量法第 44 条の規定により下記のとおり承認申請いたします。									
令和 年 月 日									
住所									
申請者 氏名									
(市町・県がメール申請を行う場合は公印不要)									
三重県市町総合事務組合管理者 殿									
複製(使用)の目的		☐ 測量(地図調整) ☐ GIS等の背景図 ☐ 資料作成 ☐ 刊行物 ☐ インターネット等による配信 その他：							
複製(使用)の範囲 又は区域 (市町名、図郭番号等)									
複製(使用)の 作業方法									
複製(使用)の 作業期間									
複製 成果の (使用 種類) 及び 交換 付測 量	三重県共有デジタル地図								
	種類	発行年次	精度	データ形式					
	数値地形図データ	☐ 2006(H18)年	☐ 2500	☐ DM	☐ SHAPE	☐ DXF	☐ PDF	☐ XML	
		☐ 2011(H23)年	☐ 10000	☐ DM	☐ SHAPE	☐ DXF	☐ PDF		
		☐ 2017(H29)年	☐ 50000	☐ AI	☐ SHAPE	☐ BDS	☐ PDF		
	写真地図データ	☐ 2006(H18)年	☐ 2500	☐ TIFF	☐ JPEG	☐ PDF			
			☐ 10000	☐ TIFF	☐ JPEG	☐ PDF			
	撮影原データ	☐ 2011(H23)年		☐ TIFF					
空三成果	☐ 2017(H29)年		☐ ORI ファイル	☐ EOファイル					
その他データ									
測量精度	☐ レベル 1000 ☐ レベル 2500 ☐ レベル 5000 ☐ レベル 10000 ☐ レベル 50000 ☐ 高度の精度を必要としない ・その他 ()								
完成図の名称及び縮尺	名称							縮尺	
媒体の種類	☐ 電子媒体 ☐ 紙媒体								
完成図の利用方法及び配布範囲	☐ 無償 ☐ 有償 (1部あたりの単価 円)								
複製品の数	☐ PC格納 台 ☐ 刊行物 部								
計画 機関	名称								
	代表者の氏名								
	住所								
作業 機関	名称								
	測量業者登録番号								
	代表者の氏名								
	所在地								
公共測量実施計画書 提出年月日	令和 年 月 日								
連絡先	担当課：	氏名：			電話番号：				
備考									